貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年9月)

9月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

〇 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

Vo.	事	業	者	名	事 听	業 在	老地	営業所名	営所	業 在 生	近 :	処 年 月	分日	処内	分	の主容違	反	の	条	な 項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違 反点数	累積点数
1	(法 O1	人番号	ムワイ智 9981 政行	00	北海道旭川市永 2	K山北2条9丁目1:	3番地1	北広島営業所	北海	B道北広島市南の里537番地2	F	R1.09.30)	業停	受貸切旅客自動車運送事業の 事止(3日間)、輸送施設の 事止(120日車)及び文書警)使 旅客	自動車	運送事第1項	業運輸	規件	平成30年12月5日及び平成31年1月23日、その他事は大会違反、事件、苦情違反が認められた。(1)運送引受難り、(2)直義務違反(旅客自動事運送事のと第1項)、(2)前義務違反(旅客自動事では、第2第1項)、(2)前義務違反(旅客自動事では、第2第1項)、(2)前義務違反(第2第1項)、(2)前親則第24条第5項(運輸規則第24条第5項(運輸規則第24条第1項)、(4)乗務第項項、第25条第1項)、(5)第25年。第1項(第38第第2項)、領域を第1項(第38条第1項)の記載を表別のの記載を表別の記述を表別の記載を表別の記述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述	12	22
	以下	余白																					